

EVERING 定額プラン利用規約

第 1 条 本規約について

1. EVERING 定額プラン利用規約（以下「本規約」といいます。）は株式会社 EVERING（以下、「当社」といいます。）が提供する定額プランに関する条件を利用者と当社の間で定めるものです。
2. **利用者は**本プランの利用**申込によって**、EVERING 決済サービス利用規約、プライバシーポリシー等（以下、「規約等」といいます。）に加え、本規約に同意**したものと**し、規約等を遵守するものとします。
3. 本規約は、規約集の一部として構成され、本規約と規約等に矛盾齟齬がある場合には本規約が優先し、本規約に記載のない事項は、規約等に準拠するものとします。

第 2 条 定義

本規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

1. 「本規約」とは、EVERING 定額プラン利用規約のことをいいます。
2. 「決済サービス」とは、商品の購入・提供を受けたサービス等の代金を、当社が提供する EVERING にて支払いができるサービスのことをいいます（以下、「本サービス」といいます。）。
3. 「定額プラン」とは、当社の定める**月会費**を支払うことで本サービスが利用できるプランのことをいいます（以下、「本プラン」といいます。）。
4. 「会員」とは、本プランに加入した利用者のことをいいます。
5. 「EVERING ONLINE STORE」とは、本プランの申し込みを行うウェブサイトのことをいいます。
6. 「ストア会員」とは、EVERING ONLINE STORE に会員登録をした利用者のことをいいます。
7. 「本契約」とは、利用者が本プランに加入するにあたって、本規約に同意することにより、当社と利用者との間で成立する契約のことをいいます。

第 3 条 本プランについて

1. 会員は第 6 条に定める利用料金を毎月支払うことにより、当社の提供する本サービスを利用することができます。第 10 条で規定する EVERING 紛失時の保証等を受けることができます。
2. 当社が提供する本サービスの内容は「EVERING 決済サービス利用規約」に準じ、会員は、「EVERING 決済サービス利用規約」に基づきアカウント登録を行うことにより、本サービスを利用することができます。

第 4 条 本プランの申し込みについて

1. 本プランの申し込みは EVERING ONLINE STORE から、行うことができます。
2. 本プランの申し込みには、EVERING ONLINE STORE の会員登録が必要となります。
3. 利用者が申し込みフォームの「確定」ボタンを押した時点で申し込みが確定します。
4. 規約等に同意ができない場合は、本プランを申し込むことができません。
5. 第 10 条に定義する保証は会員が EVERING ONLINE STORE より申請をすることで、保証を受けることができます。ストア会員を退会した場合、保証が受けられなくなる等の不利益が生じる場合があります。あらかじめご了承ください。
6. 本プランはキャンセル規定に基づき、申し込みのキャンセルが可能です。キャンセルは EVERING ONLINE STORE のマイページより行うことが可能です。詳しくは「特定商取引法に関する記載」をご確認ください。

第5条 契約期間について

1. 本契約の契約期間は、EVERING の出荷日から起算して 2 年後の月末までとなります。ただし、第 10 条 1 項に規定するサイズ交換保証サービスを利用した場合、サイズ交換保証にて提供した EVERING の出荷日から起算して 2 年後の月末までとなります。
2. 本契約は、会員都合により本サービスを利用しない期間（例：長期出張、入院、**本規約第 6 条 5 項に定めるサービス停止等**）がある場合でも中断はできません。
3. 本条 1 項の契約期間終了後、解約の申し出がない場合には、契約期間は自動的に 1 ヶ月毎の自動更新となります。その場合においても、第 10 条 1 項に規定する紛失交換保証の権利は失効いたしません。

第6条 利用料金について

1. 本プランでは、会員は当社が指定する決済方法にて、レンタル代金およびサービス利用に関する料金を「月会費」として、毎月お支払いいただきます。
2. **月会費**は EVERING の出荷日（第 10 条 1 項に規定するサイズ交換保証サービスを利用した場合、サイズ交換保証にて提供した EVERING の出荷日）の属する月の翌月 1 日から発生します。
3. リングを登録していない期間も契約期間に含まれ、本プランの**月会費**が発生します。会員は EVERING の受領後、速やかにリングの登録をしてください。
4. 本規約に基づく**月会費**がその支払期日までに支払われない場合、当該支払いに加え、当社は当該支払期日の翌日から当該会員が実際に当該支払いを行った日に至るまでの実日数について、年 14.6%の遅延損害金を会員に請求できるものとします。
5. **月会費が未払いの場合には、会員に対し、未払いの旨をご登録のメールアドレス又は住所に連絡します。本メール又は書面を受領した会員は速やかに当社指定の方法で月会費を支払うものとします。また未払いが続く会員には以下の対応を実施します。**
 - 1 か月分の未払い：決済サービスの提供を停止します。ただし、未払いが解消された場合には停止を解除します。なお、決済サービスの提供停止期間中も月会費は発生するものとします。
 - 3 か月分の未払い：本契約を解除し、EVERING ONLINE STORE にて頂戴している初月の月会費に加算して、第 8 条 3 項に定める解約料金の追加徴収を行います。
6. 前項に従い、本サービスを停止又は本契約を解除した場合において、会員が損害を被ったとしても、当社の故意および重過失による場合を除き、当社は責任を負わないものとします。

第7条 EVERING の所有権について

1. 第 5 条 1 項で規定する契約期間中を含めて、EVERING の所有権は当社に帰属します。
2. 前項の定めにかかわらず、EVERING の所有権は、以下の条件を満たした場合には会員に移転します。
 - ① 24 か月分の**月会費**を当社に支払った場合
 - ② 第 8 条 3 項で規定する解約料金を支払ったうえで本契約を解約した場合
3. 第 5 条 1 項で規定する契約期間中、会員のみが、EVERING を利用でき、第三者に貸与、質入・寄託してはならず、また、理由の如何を問わず、EVERING を第三者に使用させること、または使用のために占有を移転させてはなりません。

第 8 条 本契約の解約について

1. 会員は当社所定の手続きにて、本契約を解約することができます。
2. 本契約を解約する場合は以下の点に注意してください。
 - ① 本契約の解約が完了した日の属する月の月末以降は決済サービスが利用できなくなります。
 - ② 本契約を解約する場合には、チャージ残高に関する権利は放棄したものとし、解約にともなう返金はできません。そのため、解約前にチャージ残高を全額利用することをお勧めします。
3. 会員は第 5 条 1 項に定める契約期間中に解約する場合、次の解約料金を当社に対して支払うものとします。ただし、契約期間の満了月に本条第 1 項に従い、本プランの解約を行った場合には解約料金は発生しません。本解約料金の支払いについて、当社にて確認が取れ次第、解約の手続きを開始します。
 - 解約料金（24 か月分の利用料金）－（これまでに支払った利用料金）
4. 解約手続きの完了日が属する月の月末に、当社は EVERING 決済サービスを停止します。そのため、解約手続きが完了した日の属する月の月末まで本サービスを利用できるものとします。
5. 解約手続き完了後、解約の取消はできません。
6. 解約後、EVERING を当社に返送する必要はありません。
7. 本契約の解約後、当社は支払い済みの月会費について、返還義務を負わないものとします。

第 9 条 禁止事項について

1. 当社は、会員による以下の行為により不利益を被る場合があります。そのため、該当の行為を行った会員に対して、本サービスの全部もしくは一部の利用を制限もしくは停止し、本契約を解除し、または会員としての登録を停止あるいは消去することができるものとします。
 - ① 規約等のいずれかの条項に違反した場合
 - ② 登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合
 - ③ 料金等の支払債務の不履行があった場合
 - ④ 当社からの連絡に対し、一定期間連絡をいただけない場合
 - ⑤ その他、当社が本サービスの利用について適当でないと合理的に判断した場合
2. 当社は、本条に基づき、当社の対応により会員に生じた損害について、一切の責任を負いません。
3. 本条第 1 項に基づき、本契約の解除を行った場合においても、会員は第 8 条第 3 項に定める解約料金を当社に対して支払うものとします。

第 10 条 保証について

1. 当社は以下に記載の各保証を会員に提供します。
 - サイズ交換保証
- ① EVERING の受領後、EVERING の受領日を含む 7 日以内に当社所定の手続きに従って、交換申請した場合、新しいリングを会員に送付します。
- ② 交換は使用開始（アクティベーション）前に限り、1 回のみ申込みが可能です。
- ③ 送料（税込 ¥1,320）は会員の負担となります。

■故障保証

- ① EVERING は取扱説明書に記載の保証条件に従い、保証します。
- ② 保証期間は契約開始日から、2 年後の月末までとなります。
- ③ 保証期間が過ぎた故障、保証外の故障については有償（税込¥9,900+往復分送料）にて、新しい EVERING と交換します。

■紛失・交換保証

- ① アクティベーション後の EVERING は、以下の条件に基づき、保証します。
 - ② 保証期間はなく、契約期間中であれば 1 回に限り、保証します。
 - ③ サイズ交換やカラー交換の場合にはお手元の EVERING と新しい EVERING（一部交換対象外）との交換となります。紛失の場合には新しい EVERING を会員に送付します。
2. 会員は当社が指定する方法にて、申請を行うことで保証を受けることができます。
 3. 保証の対応中において本サービスが利用できない期間があったとしても、利用料金の返金はできません。

第 11 条 損害賠償について

1. 当社の責めに帰すべき事由により会員が損害を被った場合、当社の損害賠償責任の範囲は、当該事由が発生した時点までにおいて会員が当社に支払った月会費の総額に限られるものとし、間接損害、特別損害および逸失利益については予見可能性の有無を問わず損害賠償責任を負わないものとします。但し、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第 12 条 本規約の変更について

当社は経済情勢の変化、法令の改廃、その他の当社の都合により、本規約を変更または廃止することができるものとします。当社は、本規約を変更する場合には、変更の内容及び変更の効力発生時期を、当該効力発生時期までに当社所定の方法で告知するものとします。告知された効力発生時期以降に会員が本サービスを利用した場合には、会員は、本規約の変更に同意したものとみなします。また、会員がこれを承諾しない場合には、当社は当該会員による本サービスの利用を停止することができ、会員には第 8 条に従って本契約の解除手続きを取っていただきます。